

記 録

令和 5 年 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和5年1月30日（月）

令和5年1月農業委員会定例総会議事録

令和5年1月農業委員会定例総会を令和5年1月30日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（11名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
4番	治田健	5番	那須成章
6番	鈴野浅夫	7番	松木親則
8番	甲斐英教	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥		

欠席委員

3番	黒木耕作	9番	山本孝志
14番	田原千春		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（2名）

24番	児玉恭司	29番	矢野陸男
-----	------	-----	------

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

記 録

1. 開 会

2. 日程第1 議事録署名委員の指名

5 番 那須成章委員

11 番 海野善文委員

3. 日程第2

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 基準農地及び標準農地の調査に係る土地精通者選任について

報告第5号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第6号 取消願について

報告第7号 取下書について

報告第8号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

4. その他

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年日向市農業委員会 1 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に、3 番黒木耕作委員、7 番山本孝志私印、1 4 番田原千春委員から欠席の届出がありましたので報告します。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名に 5 番那須成章委員、1 1 番海野善文委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

次に議案審議に入ります。

まず議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 から 3 は関連がありますので、併せて説明します。

土地の所在地は東郷町山陰、田が 6 筆で 6, 8 9 2 m²です。

譲受理由は規模拡大、譲渡理由は全て相手方の要望で、譲受人は主に畜産業を営まれています。

今回の申請地では、許可後に土地の改良を行い、果樹や花きを定植されると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 3 8、3 9 も関連がありますので併せて説明します。

土地の所在地は番号 3 8 が東郷町山陰で、田が 1 筆で 2, 0 8 6 m²、3 9 が美々津町で畑が 2 筆で 7, 9 1 4 m²です。

譲受人の耕作面積が 0 m²となっておりますが、これまでも番号 3 9 の土地を耕作されていたということで、譲受理由はどちらも規模拡大となっております。また、譲渡理由は相手方の要望で、3 8 は売買による所有権移転、3 9 は親子間の使用貸借権の設定となっております。

番号 3 8 では水稻、3 9 では果樹栽培を行うとのことです。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 4 0、土地の所在地は東郷町山陰、地目は田が 1 筆で 1, 2 5 6 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は労力不足でして、権利の種類は売買による所有権移転です。

譲受人は 5, 5 0 0 m²を営む兼業農家で、今回の申請地では水稻をされると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 6 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号 1、番号 2 および番号 3 担当の 2 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 9 番委員 2 9 番委員です。本日の総会に 1 4 番が欠席ということで、私が代わりに報

記 録

- 29番委員 告させていただきます。
譲渡人の3名の方々の中には、耕作がもうできないということで、長い間耕作してない状態でありました。
そのような状況であったため、譲受人が、畜産業を営む若い認定農業者であることから、担当地区の推進委員としては、ほっとしているところです。
耕作地の下限面積の条件も満たしており、問題はないと考えております。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号38、番号39および番号40担当の11番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 11番委員です。先日現地確認を行いました、特に問題ありません。
- 議長 ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。ありがとうございます。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で860㎡です。
転用目的は廃材置き場となっておりますが、駐車場も含まれるということと、既に転用済みでしたので、駐車場と追認の追記をお願いします。
申請人にお話を伺ったところ、農地法の手続きが必要であることを知らず、平成13年頃から廃材置き場として利用していたということでした。申請人から始末書も提出されています。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられ、周囲に転用により影響を与える農地はありません。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号2、土地の所在地は東郷町山陰、地目は畑が1筆で857㎡です。
申請人は畜産業を営む専業農家で、転用目的は規模拡大のための畜舎建設となっております。
家畜排せつ物は適正処理を行い、生活雑排水等はありません。
申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。
農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは、番号1および番号2担当の11番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 11番委員です。問題ありません。

記 録

議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
それでは、次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。事務局に番号18について説明をお願いします。

事務局 番号18、受付年月日が令和4年12月26日。土地の所在地は財光寺で、地目は田、地積は3筆で990㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和5年2月1日から5年間、賃金は玄米30kgです。
利用権の設定を受ける者は主に水稻を栽培している認定農業者で、現在11,856㎡を経営されています。家族数は2名、稼働力は2名となっております。新規での利用権設定となっております。

以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号18担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。問題ありません。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩をいたします。

(休憩)

議長 再開します。それでは、事務局に番号1および2の説明をお願いします。

事務局 番号1、2は関連がありますので併せて説明します。

記 録

- 事務局 受付年月日はどちらも令和5年1月6日。土地の所在地は平岩で、番号1が田が2筆で2,131㎡、番号2が田が5筆で1,254㎡、畑が2筆で184㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和5年3月1日から5年間、賃金は番号1が玄米60kg、番号2が反当たり玄米30kgです。
利用権の設定を受ける者は水稻やWCSを栽培している専業農業者で、現在11,117㎡を経営されています。家族数は2名、稼働力は2名となっており、新規での利用権設定となっています。
- 議長 以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

ありがとうございました。
それでは、番号1および2担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩をいたします。

(休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。事務局に説明をお願いします。
- 事務局 今回、28件申請が出されていますが、番号61から78、83から88が新規での集積、番号79から82はすでに集積しているものの再設定となります。田が42筆で49,624㎡、畑が12筆で6,240㎡です。
それぞれの配分先につきましては、報告第5号別紙をご覧ください。
以上28件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 次に議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号11、受付年月日が令和4年8月12日。土地の所在地は美々津町で、地目は田、地積は907㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和4年9月1日から3年間、賃金は15,000円です。

記 録

議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告1号から第8号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
まず、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。
届出の件数は1件、土地は田1筆で面積は1,404㎡であります。
転用目的につきましては、市営住宅倉庫の建て替えに伴うものであります。
次に、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。
届出の件数は10件、土地は田17筆、畑18筆で面積は 6,086.13㎡であります。
転用目的につきましては、住宅、駐車場、他であります。
次に、報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。
届出の件数は2件、所有権の相続でありまして、土地は田4筆、畑9筆で面積は 8,363㎡であります
次に、報告第4号 基準農地および標準農地の調査に係る土地精通者選任についてであります。議案書では31ページです。
市長から依頼のありました税務調査のための農地調査に係る土地精通者を回答書のとおり選任して回答したことを報告します。
次に、報告第5号 農地中間管理事業に伴う配分計画についてであります。別紙をご覧ください。番号122を除いて議案第3号にてご審議いただいた農地が配分されております。
次に、報告第6号 取消願いについてであります。別紙をご覧ください。令和3年4月の定例総会にて可決されました3条申請受付番号22ですが、許可後の売買契約が成立しなかったことの取消が提出されました。
次に、報告第7号 取下書についてであります。11月25日に受け付けたあっせんの申し出の取下げられました。
最後に、報告第8号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。昨年10月定例総会にて可決した5条申請5件が県知事許可されております。
以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

記 録

議長 | 質問等もないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。